

## 1 一時保育の目的

保育需要の多様化に伴い、一時保育事業を実施することにより、家庭における保育を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

## 2 対象児童 狛江市在住の満2歳（2歳の誕生日を迎えた日）から就学前までの児童

○現に保育施設等に入所している児童は対象になりません。

○利用のためのご登録手続きは2歳の誕生日前月の1日から可能です。

○ご提出いただいた書類は、就学後、自動的に廃棄されます。

## 3 利用要件

(1) ① 保護者の就労、通院、通学等により家庭での保育が断続的に困難な場合であること。・・・原則週3日が限度です。

② 育児に伴う身体的・心理的負担を解消する等の特段の理由があること。

・・・原則週1日が限度です。

(2) 保護者の疾病、入院、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難な場合であること。

・・・1回の理由につき、原則休日を除いた連続して14日以内が限度です。

## 4 利用日時 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)の

午前9時～午後5時まで

## 5 定 員 4人

## 6 問い合わせ

(1) 専用電話番号 090 - 3239 - 9083

受付時間は、月～金曜日の午前9時～午後5時です。

(時間帯によって電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。)

(2) 利用にあたっては面接が必要です。面接は事前に予約してください。お子さんと一緒に来園いただき、平日の午後3時45分から行います。

(3) 面接時には、次の①～⑤をお持ちください。①狛江市一時保育登録申請書、②健康記録票、③健康保険証(写)、④乳幼児医療証(写)、⑤かかりつけの病院で書いてもらった(有料)市指定の健康診断書

(4) 集団保育に対応できないお子さんや、障がい児、アレルギー児はご相談ください。

(5) 利用予約は午前9時より電話で受け付けます。

下表のとおり、ひと月を2期に分けて行います。

	利用日	受付開始日
各月	1～15日	前月の16日
	16～31日	当月の1日
(例) 6月	11日	5月16日
(例) 6月	22日	6月1日

○受付開始日が土・日・祝日及び年末年始にあたる場合は、翌日以降最初の平日が受付開始日となります。

○キャンセルが発生した場合は、キャンセル待ちの方にご連絡いたします。連絡がつかない場合には次の方へご連絡します。

## 7 利用時間・利用料金（1人1日）

区分	利用時間	利用料金	お支払方法
午前9時～午後5時	4時間以内	1,500円	利用料金は翌月に前月1ヶ月分をまとめて納付書を送付いたしますので、金融機関の窓口でお支払いください。
	4時間以上 8時間以内	3,000円	

○やむを得ず利用時間が8時間を超える場合の利用料金は、3,300円です。

○幼児教育・保育の無償化の対象となる場合

事前に支給認定（保育の必要性の認定）の申請が必要です。申請方法は、市HPをご確認ください。無償化の対象となる場合は、一旦利用料をお支払いいただき、狛江市へ請求書を提出いただいた後に、市より指定口座に振り込みをいたします（償還払い）。

○生活保護受給世帯・前年度市民税非課税世帯・災害等特別な事情で保育料を支払うことが困難と認められた場合は、申請の上利用料金が免除されます（詳細はご相談ください。）

○利用料金の未納がある場合は、ご利用できなくなる場合があります。

## 8 その他

- (1) 給食等はありません。お弁当やおやつ及び飲み物はお持ちください。
- (2) 薬はお預かりできません。
- (3) 持ち物など詳細は面接時にご説明いたします。
- (4) 登録時の申請内容に変更が生じた場合はすみやかにご連絡ください。  
(登録理由、住所、連絡先、健康保険証、乳幼児医療証等)
- (5) 事業内容については、下記へお問い合わせください。

